

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境衛生検査等業務手当の額)</p> <p>第6条の2 <u>条例第5条の2第2項に規定する手当の額は、勤務1日につき230円とする。</u></p>	<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第6条の2 <u>条例第5条の2第1項に規定する「人事委員会が定める職員」とは、北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員とする。</u></p> <p>2 <u>条例第5条の2第2項に規定する手当の額は、勤務1日につき230円とする。</u></p>
<p>(社会福祉業務手当の額)</p> <p>第6条の3 <u>条例第5条の3第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第5条の3第1項第1号及び第2号に掲げる職員</u> 勤務1月につき12,800円</p> <p>(2) <u>条例第5条の3第1項第3号に掲げる職員</u> 勤務1日につき610円</p>	<p>(社会福祉業務手当の額)</p> <p>第6条の3 <u>条例第5条の3第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第5条の3第1項第1号から第3号までに掲げる職員</u> (同号にあつては、杜陵学園に勤務する職員に限る。) 勤務1月につき12,800円</p> <p>(2) <u>条例第5条の3第1項第3号に掲げる職員</u> (杜陵学園に勤務する職員を除く。) 勤務1月につき20,000円</p> <p>(3) <u>条例第5条の3第1項第4号に掲げる職員</u> 勤務1日につき610円</p>
<p>(犯則取締等手当)</p> <p>第11条の6 <u>条例第9条の6第1項第1号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>内偵調査における尾行、張込み又は資金若しくは物の移動の探索の業務</u></p> <p>(2) <u>強制調査の業務</u></p> <p>(3) <u>裏付調査における資金の移動の追及又は隠匿財産の調査の業務</u></p>	<p>(犯則取締等手当)</p> <p>第11条の6 <u>条例第9条の6第1項に規定する「人事委員会が定める者」とは、総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務所に勤務する職員</u> (広域振興局経営企画部又は県税部に勤務する職員にあつては、<u>条例第21条第2項本文に規定する職員に限る。</u>)とする。</p> <p>2 <u>条例第9条の6第1項第1号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる業務とする。</u></p> <p>(1) <u>内偵調査における尾行、張込み又は資金若しくは物の移動の探索の業務</u></p> <p>(2) <u>強制調査の業務</u></p> <p>(3) <u>裏付調査における資金の移動の追及又は隠匿財産の調査の業務</u></p>
<p>2 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>4 [略]</p>

(災害応急作業等手当)

第11条の17 条例第9条の17第1項第2号に規定する「人事委員会が認めるもの」とは、次に掲げる作業とする。

- (1) 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、警察職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業
- (2) 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの

- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 [略]

(道路上作業手当)

第11条の19 条例第9条の19第1項に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、道路において行う次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 舗装の打換、カバーリング、パッチング、凍結防止薬剤散布、路面の整備又は路面の清掃の作業
- (2) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業

(災害応急作業等手当)

第11条の17 条例第9条の17第1項第1号に規定する「人事委員会の定める機関」とは、農林水産部、県土整備部、広域振興局農政部、林務部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所とする。

2 条例第9条の17第1項第2号に規定する「人事委員会が認めるもの」とは、次に掲げる作業とする。

- (1) 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、警察職員が災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業
- (2) 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの

- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 [略]
- 8 [略]

(道路上作業手当)

第11条の19 条例第9条の19第1項に規定する「人事委員会の定める機関」とは、広域振興局土木部とする。

2 条例第9条の19第1項に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、道路において行う次に掲げる作業とする。

- (1) 舗装の打換、カバーリング、パッチング、凍結防止薬剤散布、路面の整備又は路面の清掃の作業
- (2) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業

2 [略]

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)

第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(1) 社会福祉業務手当（条例第5条の3第1項第1号及び第2号に掲げる職員の業務に係る社会福祉業務手当に限る。）

(2) [略]

2 [略]

附 則

1～17 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)

18 条例附則第17項及び条例附則第18項に規定する「人事委員会が定める者」とは、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）にかかっている疑いのある者及び人事委員会がこれに準ずると認める者とする。

19～22 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

3 [略]

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)

第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(1) 社会福祉業務手当（条例第5条の3第1項第1号から第3号までに掲げる職員の業務に係る社会福祉業務手当に限る。）

(2) [略]

2 [略]

附 則

1～17 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例)

18 条例附則第17項及び条例附則第18項に規定する「人事委員会が定める者」とは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）にかかっている疑いのある者及び人事委員会がこれに準ずると認める者とする。

19～22 [略]